

第18期 第3回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和5年11月24日(金) 午後1時29分～午後2時12分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

班 長: 宇地原 健 主任主事: 長嶺 文斗

7. 議事録署名委員

6番 上里 さゆり 委員 ・ 7番 金城 敏満 委員

8. 付議すべき案件

報告第 7 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 8 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 9 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 10 号 農地法許可の取消し願いについて

報告第 11 号 現況証明願について

報告第 12 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第	8	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	9	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第	1	号	農用地区域内の一部用途変更について
協議第	2	号	農用地区域からの除外申請について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 3 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 29 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中全員出席です。豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 6 番委員の上里さゆり委員と第 7 番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事をお願いいたします。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 7 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。 報告第 7 号「農地転用後利用状況の報告について」、今回 3 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 7 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 8 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。 報告第 8 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、今回 2 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 8 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 9 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 8 ページをご覧ください。
報告第 9 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、今回 2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 9 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 10 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 10 号「農地法許可の取消し願いについて」、1 件ございました。内容確認の上、取り消したことをご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 10 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 11 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 11 号「現況証明願について」、今回 6 件ございました。内容確認の上、証明書を発行していますので、ご報告いたします。以上となります。

議長

ただいまの報告第 11 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 12 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、今回 4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 12 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

	特に質疑ないようですので、進行します。 これより議案案件に入ります。議案第 8 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 8 号について説明いたします。議案書の 13 ページから 18 ページとなります。では、議案書の 14 ページをお開きください。 議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。 整理番号 1 番につきまして、議案書の 16 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字与根 32 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 253 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。 調査の結果について、金城阿希乃委員から報告をお願いいたします。
金城推進委員	それでは、令和 5 年 11 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。 整理番号 2 番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。
議長	休憩します。 休憩 午後 1 時 37 分 再開 午後 1 時 38 分
議長	再開します。 事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。 議案第 8 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですね。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に、議案第 9 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 20 ページをご覧ください。

議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、4 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして 21 ページからご確認ください。先ほど議案第 8 号に関連するものとなっております。申請のあった土地は豊見城市字与根 32 の 2、転用目的は鶏舎。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて整理番号 2 番、3 番につきまして 25 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 807、808。転用目的は貸車両置場となっております。一体利用ですが、整理番号が分かれているのは 807 のほうが所有権移転、808 は賃貸借権設定と権利設定が異なっているためです。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると

考えられます。

整理番号 4 番につきまして 31 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 168、168 の 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地について、与根の農用地区域の農地となっております。現場は過去に牛舎が建築されておりましたが、開発許可は下りていたようですが、農地転用の手続がなく、違反転用案件として始末書を受領しております。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休地状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続きまして、整理番号 2 番、3 番の申請地は与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっております。現場は耕起されておらず遊休地状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については、事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地について、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっております。現場は耕起された形跡はありましたが、遊休地状態のような様相をしておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 9 号について、説明は以上となります。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 9 号は 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

議長

金城委員。

8 番委員

ここは今回鶏舎ということで、23 番に鶏舎の汚水処理とか鶏ふんの処理、再利用とかあるんですけれども、豚舎とか牛舎はふん尿の処理というのが厳しくされていると思うんですけれども、鶏舎についてはどうなんでしょうか。これは

オーケーなんですか。

それに、近隣の畑とか宅地だった場合とか、これに今、悪臭対策と言っているんですけども、その辺は基準はどうなんですか。オーケーなんですか。分からない？

事務局

すみません、ちょっとまだ調べ切れていません。

事務局

施設を設けなさいという意味ですか。

8 番委員

いやいや、これは農業施設でしょう。だから牛舎とか豚舎は規定があるでしょう。ふん尿の処理の仕方があるさ。基準があるんじゃないの。鶏舎はないの。

事務局

基準は同じようにあると思うんですけども。

8 番委員

だから、このやり方はクリアしているのか。

5 番委員

今関連してなんですけども、結局今、悪臭対策の中で被覆だけでやってますけれども、普通だったら浄化設備だとか、そういったし尿処理の関係で多分出てくるのかなという思いがあって言っていると思うんですが、そういう方に関しては、鳥小屋建設に関してこれは適用でいいのかどうか。そういった細かいものです。恐らく。

事務局

今のところすみません、まだ確認ができていなくて、次また確認させていただければと思います。

8 番委員

これは許可してしまったら。今調べられないの。

事務局

排水に流すということであれば、浄化槽とかを設置しなさいとか出てくるかと思うんですが、今回は流すというよりは鶏糞、堆肥として使うということで聞いてまして、それを雨とかで流れないようにカバーとかをするという対策という部分では特に法には触れないのかなと思っています。

8 番委員

だから、ないのかなじゃなくて、牛、豚はそういうふうになちゃんとあるでしょう。だから鶏舎は法には抵触しないというのがある？

事務局

鶏舎ということではなくて、家畜という部分で排水処理。

8 番委員	牛、豚もないの。
事務局	牛、豚も一緒です。
8 番委員	農業施設として許可するわけだから、そういう特にふん尿についての処理基準というものはない？ 大丈夫？ ないんだったらいいんだけど。これは後々、近隣とのいざこざになるんじゃないの。
5 番委員	もし近隣の方々が、いやこれは臭いから何とかしてくれよと言われたときに、どこがこのやり方に対して許可出したのと言われたときに、どこになるかとなるということ。
事務局	一応豚舎とかであれば保健所、規模によって絡んでくる。
8 番委員	だから、これは農業施設、農地法とか云々というのじゃないけれども、今言った保健の観点からいろいろな法があると思うわけ。
2 番委員	以前、ヤギ小屋の新築をするといって饒波地域で、そのときに二、三回許可があったのがあって、その汚水のところにタンクを置いて、1 回沈殿させてあだすという、ヤギは法律がなかったんです。ヤギの場合はですよ。今おっしゃったことは基準があるのかどうか……。
8 番委員	規模とかそういうものによって、全然ないというのか。
7 番委員	比嘉さんがよく分かるんじゃない。
3 番委員	うちの親父も週に 1 回ぐらいは悪臭対策という意味プラスの雨がもし降ったとき、もちろん自分たちもカバーをしているんですけども、このチップ、数回混ぜたりはしています。でもやはり混ぜると混ぜないでは臭いは大分変わりますね。
8 番委員	法的に保健所とかの指導とか、これは農業施設だから農地法だと思うんですけども、ほかの法律からして隣接地主の同意が必要だとか、そういうものはないのかな。後々これを許可したときに、臭いさ。ふん尿だって被害を受ける場合があるんじゃないかなと思って。

	だから規模によっても。
2 番委員	牛舎掃除して、水まいたりするでしょう。そのまま下水に。
3 番委員	いや、ではないです。一応自分たちは止めるあれがあるんです。
2 番委員	浄化槽みたいなもの。
3 番委員	そうそうそう。それをバキュームカーで吸って。
2 番委員	じゃあ完全な浄化槽だね。
8 番委員	比嘉さん、設ける必要があるからやっているんでしょう。隣は自分たちの誠意でやっているの。嘉数雨水幹線でしょう。とよみ小学校の下に行くでしょう。だから下に雨水に行くさ。そういう公害対策を含めてやっているのは法的なものなのか。自己で努力目標なのかという話。
3 番委員	一応極力はもう畑にまいていますが、自分たちは。
8 番委員	だから何か保健所からの指導なのか。 生活環境課は分かるんじゃないの。
事務局	特定施設とか、その辺に当たるかどうか今調べますね。ちょっとお待ちください。
3 番委員	ちゃんとした処理施設があったらいいですけどね。八重瀬町みたいに。
議長	八重瀬町はあるよね、上等がね。
8 番委員	だから金かけてやるということは意味があるんでしょうね。堆肥化に。 規模にもよると思うけど。
議長	あれは、近くの八重瀬町の農家さんに売っているんでしょう。
3 番委員	売っているというよりも。

議長	あげているの？ 一度見に行ったことがあるよ、あっち。
3 番委員	そうなんですか。
8 番委員	牛ふんはあげているんじゃない。
3 番委員	あげているというより、私は一応社長とは知り合いなんですけれども、一応堆肥も販売して、なおかつこの水肥に関してはちゃんとバイオガスといってガスは冲電か何かに転売して、余った水分はサトウキビ農家さんに、まいてっていると聞いたんですよ。
2 番委員	牛ふんを売っているんですか。
3 番委員	向こうはですよ。自分たちは売っていないです。自分たちはもう菊農家さんに。
事務局	一応公害防止条例がありまして、豊見城市の。その中の防止条例の施行規則の中で水質に関しては指定施設というのが畜産農業に関して指定施設というのがあって、それに関しては豚と牛だけが一応指定施設の対象になっています。
8 番委員	じゃあ鶏舎はないんだ。 公害防止条例でしょう、その上位法がないからその条例はないんだろうな。オーケーです。
議長	じゃあ金城委員、よろしいですか。 ほかにいらっしゃいませんか。
事務局	ちょっと補足で。排せつ物処理法を今確認したんですけども、家畜の。鳥については 2,000 羽以上がその法の対象。家畜するという場合に一定の計画書やそういったものが出てくるそうですが、今回の申請は 100 羽で考えているみたいですので、特に該当しないのかなと思います。
議長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。
8 番委員	オーケーです。
議長	これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番と 3 番について審議します。整理番号 2 番と 3 番は一体利用となっていることから、まとめて審議します。

それでは整理番号 2 番と 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてからお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番と 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、協議第 1 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

協議第 1 号については、農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課

農林水産課の神山です。よろしくお願いします。座って進めさせていただきます。

議案書の 37 ページをお願いいたします。令和 5 年 10 月 10 日付で農用地区域

	内の変更について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業委員会の意見を聴くものです。農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合には、農業用施設用地への用途区分の軽微な変更として申出が必要となります。申請場所及び面積は字与根32の2、1,990㎡のうち411㎡。目的は鶏舎及び通路への変更となります。また、議案書39ページに現況写真を載せております。先ほどもありましたが、こちらが平成9年から畜舎として箱がありまして、前所有者は変更手続きがあることを知らずに設置利用しており、今回の所有権移転時に用途区分の変更の申請がなされていないことが発覚したため、手続を踏んでもらっております。今回の申請内容については農業用施設用地に該当することから、農林水産課としては適当であると考えております。説明は以上です。
議長	ありがとうございました。協議第1号について説明が終わりました。協議第1号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (8番委員挙手)
議長	金城委員。
8番委員	さっき話したんですけれども、こういう畜舎って、隣接地主の同意は必要ないんですか。
農林水産課	沖縄県にも確認したんですが、既存の畜舎ということで同意は要らないということでした。
8番委員	既存は牛舎だったんでしょう。
農林水産課	畜舎で。
8番委員	もともと畜舎だったの。牛舎と言わなかった？ 牛舎で許可をもらっているから。牛舎であろうが鶏舎であろうが、同意は必要ないということ？
農林水産課	新規で建てるのであれば必要ということです。
8番委員	同意は必要。だから、もともと鶏舎じゃないんでしょう。

事務局	牛舎と鶏舎をまとめて畜舎という言い方をしている。
8 番委員	経営者が変わっても？ 赤嶺さんがやっていたはずよ。簡単に言えば、今回のもので隣接地主の同意は必要ないのかということを聞きたいんですけども。
農林水産課	はい、確認しています。
議長	ほかにいらっしゃいませんか。ではこれより採決します。 協議第 1 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、協議第 1 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。 次に、協議第 2 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	協議第 2 号につきましても農林水産課から説明をお願いします。
農林水産課	では議案書 43 ページをお願いいたします。 令和 5 年 11 月 10 日付で農用地区域からの除外申請について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聴くものです。 議案書 46 ページをお願いいたします。申請場所及び面積は字田頭 29 番 5 (38 m ²)。今回の申請は除外ということなのですが、除外の理由として昭和 44 年に建築された住宅の一部が農用地区域に指定されているが、字田頭 29 番 5、今は 6 ですね。6 は豊見城農業振興地域整備計画にて昭和 50 年 3 月に地域指定がされています。地域指定前に既存していた住宅であり、錯誤が生じているため除外（一部見直し）を行います。現在、事前準備として沖縄県と調整中であり、今後、正式に事前協議、法定協議、法定協議の同意、公告を経て除外する運びとなります。以上です。
議長	ありがとうございました。協議第 2 号について説明が終わりました。 協議第 2 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

議長

金城委員。

8 番委員

これは錯誤と言っているんですけども、皆さんは何を根拠にそういうことを言っていますか。そこばかりですけども。要するに、今の 47 ページの拡大図を見ても分からないんですよ。もともと土地が 1 筆ごとに 1 筆宅地というふうに見るはずですけども、この 46 ページの黄色い部分が農用地なんですよ。そこが住宅だったけど農用地になっているわけですよ。だからこれは錯誤する原因があると思うんですよ。何かありますか。錯誤って言えるのかなと思って。ここは多分住宅地で、周りは土地改良区域なんですよ。昭和 31 年、下原地域。だから土地改良との絡みがあるのか、この所有者は何と言っているのか。だって建築されているのに、確かに都市計画法の施行された 49 年以前の建物だから、ただ、この住宅地であれば丸々 1 筆見るはずなんですよ。この黄色の部分だけ農地とすること自体が考えられないんですね。だから、なぜそうなったか、原因が地主から申出がないですか。錯誤と言っているけど、よく分からないんだけど、その辺何か。こういう流れだから錯誤していたんじゃないかみたいな、地主から何かないですか。これは錯誤と捉えていいのかな。僅か 10 坪、11 坪ぐらいだからいいのかなと思うんですけども、後でこれは分筆されているんですよ、今の除外番地は。何か支障があったから分筆されていると思うんですけども、何でこれはここだけ農用地として指定されたのか、錯誤の原因が何だったのかというのが分からないんですが。何も言わないのか、地主は。これは図面でも確認できるの、この拡大図。明らかにこの 38 m²も含めて、当時住宅だったよという航空写真の拡大図があればいいんだけど、この拡大図は私なんかは分からないんですけども。宅地だったという証拠があるのかなと思って。何を根拠にこれを判断していいのか分からないです。

5 番委員

これは併合図とかそういったのもあるんですか。そういうのがあればいいけど、目で見ても間違いはないねというのが分かるようなものが。

農林水産課

残ってなくてですね。今回の国土地理院の航空写真と……。今の現況写真ということですか。

5 番委員

よく使っていますよね、併合図。地積。

農林水産課	航空写真で落とし込んでいるものがあるんです。
8 番委員	証明とかもあるの。要するに、その建築したときには家主が購入とかして、宅地として利用していた。それがあったのに、これは農業振興地域整備計画に入れたんでしょね、役所が。その時の見落としだったと。見落としとしても現況調査もするし、なぜそこに農用地として含めたのかというのが理解できないんですよ。だから、地主は当時のその土地利用状況とか写真とかがあって、皆さんにそれを提示して、これは間違いだったねということがあれば分かるんだけど、何を根拠にこれ錯誤だったというのかよく分からないんですけれども、何か証拠みたいなものがありますか。これは、こんなで処理するんですか。要するに、ほかの人から言われたときも、38 ㎡ぐらいだから別に支障はないけど、現況はどんななっているんですか。
農林水産課	現況は宅地です。
8 番委員	でも農振農用地でしょう。農用地でしょう。それを宅地に使っているんでしょう。
農林水産課	もともと宅地だったところに、後から農用地の指定がされたということです。
8 番委員	指定されているからでしょう。だけど、農用地ということは本当は指導しないといけないでしょう、本来であれば。農用地だということであれば役所は指導しないといけないさ。ここはどうかせと。だけど、以前から宅地だったんだよということを言っているわけだから、そこら辺、以前、44 年ぐらい、その辺は隣接地主とか、その辺もちゃんと証言もあるんですよというんだったら分かるんだけど、44 年からこれはそうになっているんですか。44 年から宅地になっているんだたらいいんだけど、役所が誤って農振農用地に指定しまったということでしょう。だけど、これは指定するということは何かの誤る経緯みたいなものがあると思うんだけど、役所がこれを分らない。だからもう、隣接地主とかみんながもともとからここは宅地だったんだよということを証言してくれたら、役所が間違っていたということでもいいと思うんですけれども、どんなんですか。44 年から、この拡大図では分からないでしょう。
農林水産課	拡大図以外にも評価証明書、税務課が発行している、固定資産台帳にも一応昭和 44 年ということは記載されていたので。

8 番委員

宅地課税されている。じゃあ……、宅地課税とそれは違うけどね。違うでしょう。宅地課税と農振法は違うと思うんだよ。でも、地主からしたら宅地課税されているのにと、ずっと役所は宅地として認めているでしょうと。ということであれば、反対したらまずいと思うんだけどね。農業委員としてまずいよね。許可せざるを得ないのかなと思うんですけど。いいのかなと思って。本当はここら辺はいろいろ探ったほうがよかったんだけどね。まあまあ、私はいいと思います。

議長

よろしいですか。では、これで採決します。

協議第 2 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 2 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 5 年 11 月 24 日 (金)

午後 2 時 12 分終了

議事録署名委員

議長

頼長 澄子

6 番委員

上里 与由り

7 番委員

金城 敏満